★・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・★
いばらき消費生活 メールマガジン
·····
2022年9月22日 188号
1. はい!相談室です

- 光回線をアナログ回線に戻すトラブル
- 2. 消費者教育啓発講座の受講者を募集しています!
- 1. はい!相談室です

消費者被害を未然に防止するため、9月の一か月間を関係機関と連携して一定期間集中的に 「高齢者向けキャンペーン」啓発活動を実施しています。

【相談事例】

大手通信会社と思われる事業者から自宅に電話があり「光回線をアナログ回線に戻すと月々の 電話料金が安くなる。」と言われた。大手通信会社と思っていたので、電話料金が安くなるので、 あればと思い了承した。後日、書面が送られてきたあと、書面を確認したところ、大手通信会 社とは関係のない事業者であり、アナログ戻しの手数料が約4万円と記載があることがわかっ た。この他にサポートサービスなども契約したことになっているが、サポートサービスを契約 した覚えはない。工事はまだしていないので解約したい。

【アドバイス】

大手通信会社やその代理店を名乗っていても、実際は関係のない事業者が勧誘しているケース がみられます。契約書面などが送られてきたり渡されていた場合には、すぐに内容を確認しま しょう。「アナログ戻し」の手続き代行サービスや、生活サポートサービスなどを訪問販売や電 話勧誘販売で契約した場合には、特定商取引法で一定期間内であればクーリング・オフできる 場合があります。また、通信サービスを解約する場合には、電気通信事業法の制度を使って解 決できる場合があります。

光回線をアナログ回線に戻す場合、手続きは消費者自身でも可能です。光回線をアナログ回線 に移行する手続きを第三者に依頼する必要はなく、消費者自身で大手通信会社に申し込むこと ができます。費用や条件等の詳細は、大手通信会社に問い合わせましょう。

高齢者になるほど電話勧誘販売や訪問販売のトラブルが増加します。自分だけでは判断せずに、 すぐに周囲の人や最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

<参考資料>

○国民生活センター 発表資料

「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘にご注意ください-事業者名や 契約内容をしっかり確認! アナログ回線に戻す手続きはご自身でも可能です-

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211209_1.html

.....

「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公 正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン:188(全国共通・局番なし3桁)番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。(年末年始除く)

2. 消費者教育啓発講座の受講者を募集しています!

茨城県消費生活センターでは、高齢者からの悪質商法に関する相談が後を絶たないことから、高齢者等を見守る方の消費者力アップにより、高齢者を狙った消費者トラブルへの気づきを深めるための研修を実施します。

毎回、各分野の専門家をお招きし、異なるテーマで実施します。ご興味のある方はどなたでも参加可能ですので、この機会に受講してみませんか?

○日時・内容

<対面開催>

10月13日(木)14:00~16:30 人生のエンディングに向けて(茨城県水戸生涯学習センター)

< オンライン開催 (Zoom によるライブ配信) > 14:00~16:00

- 10月19日(水) 住宅にまつわるトラブル
- 10月28日(金) 暮らしの事故から高齢者を守る
- 11月4日(金) 高齢者に多い消費者トラブル
- 11月11日(金) 高齢者のインターネットトラブル

※各回、講義の後に「消費者トラブルの見守りポイント」を学ぶワークショップを実施します。

なお、全講座終了後に、希望者のみに期間限定で動画を配信します。

詳しい内容や受講申込みについては、こちらをご覧ください↓↓↓

nttps://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/educate/r4participant
html

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より 配信停止の手続きを行ってください。

https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。



【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL: 029-224-4722

FAX: 029-226-9156